

「ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業」支援事業者募集要項

1 事業目的

山口県（以下「県」という。）では、2023年3月に改定した「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画 改定版）」において、「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ」の社会（脱炭素社会）の実現を目指すことを掲げ、県内の温室効果ガス排出量の削減及び再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入の推進に取り組んでいます。

ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業（以下「本事業」という。）は、県内事業者が県内の工場又は事務所その他事業所で使用する電力について、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）が、非化石証書の購入希望者を募り、一括調達することにより、入札に係る費用等を負担せず簡易に調達できる仕組みを提供し、県内における再エネの利用促進に資することを目的としています。

2 事業概要

本事業の実施内容等は、別添ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

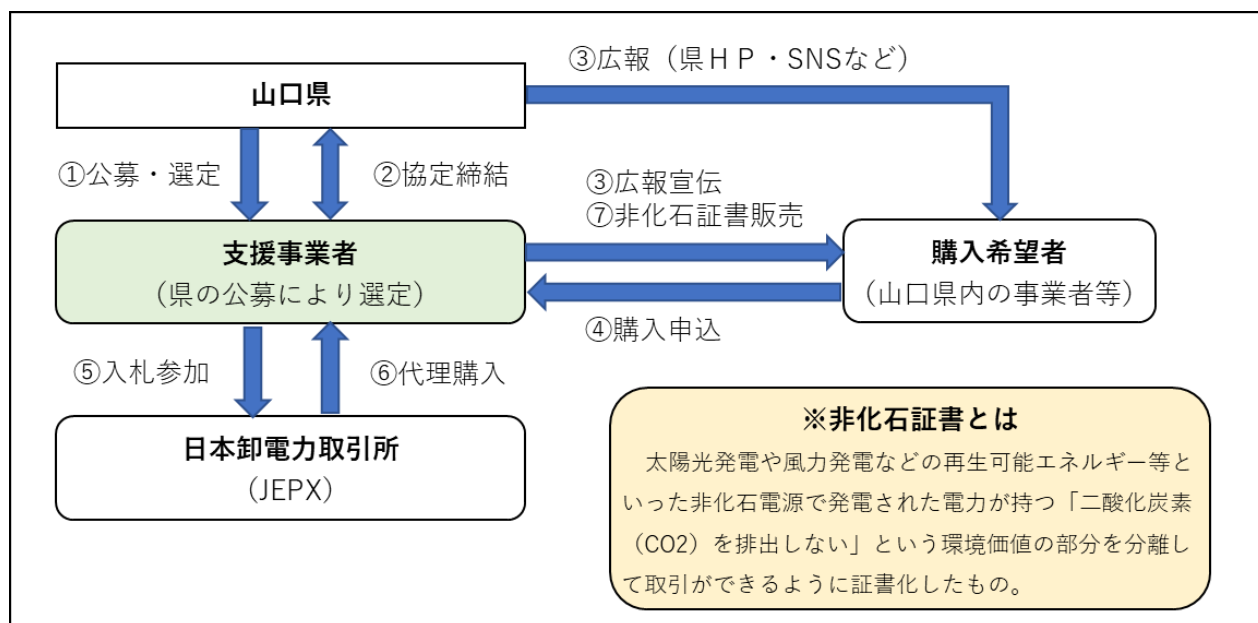
（1）支援事業者の役割

支援事業者は、県と本事業に関する協定を締結した上で、仕様書に従い広報宣伝による購入希望者の募集、日本卸電力取引所（JEPX）の入札参加により非化石証書の代理購入を行い、購入希望者へ証書を販売します。

（2）事業実施範囲

県内全域

【ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業 概念図】



（3）事業実施に係る費用

本事業に要する経費について、県は負担しないものとします。

3 スケジュール

(1) 募集要項配布日	令和7年7月17日(木)～令和7年8月6日(水)17時
(2) 質問受付期間	令和7年7月17日(木)～令和7年7月30日(水)17時
(3) 応募受付期間	令和7年7月17日(木)～令和7年8月6日(水)17時
(4) 審査及び支援事業者の決定	令和7年8月上旬から中旬頃
(5) 県と支援事業者の協定締結	令和7年8月下旬頃

4 応募要件

本事業に係る支援事業者募集に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の要件を全て満たす者又は複数の者が共同する共同事業体（以下「共同事業体」という。）とします。

なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令 167 条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山口県業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていないこと。
- (3) 山口県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に該当しないこと。
- (4) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (5) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (6) 募集要項等に応ずる業務を履行する能力を有すること。
- (7) 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）の非化石価値取引会員であること。
- (8) 過去に電力需要家の委託を受け、非化石価値取引市場からFIT非化石証書を購入した実績があること。
- (9) 単独に応募した者は、他に応募する共同事業体の構成員にならないこと。
- (10) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募しないこと。
- (11) 共同事業体で応募する場合は代表する者を定めること。

5 応募書類の提出

(1) の書類を、(2) により提出してください。

(1) 応募書類

- ①参加申込書（様式1）
- ②企画提案書（様式3）（様式3-1～様式3-8）
- ③事業者調書（様式4）
- ④誓約書（様式5）
- ⑤山口県の県税事務所が発行する県税（全税目）の納税証明書（発行から3カ月以内のもの）
※山口県内に事業所がない方は、本店を所管する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
- ⑥会社概要書（パンフレット等）
- ⑦法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書でも可。発行から3カ月以内のもの）
- ⑧財務諸表の写し（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書）

(2) 提出方法等

- ア 受付期間 令和7年7月17日(木)から令和7年8月6日(水)17時まで
(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- イ 提出方法 持参又は郵送による。
持参の場合：受付時間は、9時から17時まで
郵送の場合：令和7年8月6日(水)必着
- ウ 提出部数 正本1部(両面印刷)、複写6部(両面印刷)を1セットずつA4ファイル
に綴って提出してください。また、電子媒体(CD-R)を1部提出して
ください。
- エ その他 表紙には、事業タイトルと申請者名を記入してください。
タイトル：「ぶちエコやまぐちF I T非化石証書共同購入事業 支援事業者応募書類」
申請者名：〇〇〇(法人名)
- オ 提出先 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県環境生活部環境政策課地球温暖化対策班

(3) 応募書類の返却

応募書類は、原則として返却しませんのでご了承ください。
なお、応募書類は支援事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) その他

- ア 応募は、1者1提案とします(共同事業体の構成員として参加する場合も含む)。
- イ 応募書類の作成及び提出にかかる経費は、すべて応募者の負担とします。
- ウ 応募受付期間以降における書類の差し替え及び再提出は認めません(県が補正等を求める場合を除く)。
- エ 応募書類に関する不明点等については、事前に個別に聞き取りを行います。
- オ 応募書類が以下の項目に該当する場合は、応募を無効とする場合があります。
- (ア) 受付期間を過ぎて応募書類が提出された場合。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - (ウ) 応募書類に虚偽の記載があった場合。
 - (エ) 4に掲げる応募要件を満たしていない場合。
 - (オ) 審査において基準を満たさないと判断された場合。
 - (カ) 事業者の選定に係る公平性に影響を与える行為があった場合。
- カ 共同事業体の構成員の変更は認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではありません。

6 質問の受付

募集要項の内容、その他本事業に関する質問については、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年7月17日(木)～令和7年7月30日(水)(17時まで必着)

(2) 質問方法

質問書(様式2)を電子メール(アドレス：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp)で送付してください。

質問に対する回答は、8月4日(月)までに県ホームページに掲載し、個別には回答しません。

7 企画提案書の作成

以下の項目について、仕様書を参考にそれぞれ作成し提出してください。

(1) 事業概要及び事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について（様式3-1）

事業の概要（全体像）を記載し、県内事業者の再エネ利用の促進に関する提案等があれば併せて記載してください。

統括責任者、プロジェクト管理者、コールセンターに関する業務責任者等について、それぞれの経験・資格・能力等を具体的に記載してください。

また、それら人員体制の業務内容についても具体的に記載してください。

(2) 実績について（様式3-2）

応募者の本事業の実績について記載してください。

また、本事業を実施する上で重要となるポイントや実績を踏まえた優位性等があれば、具体的に記載してください。

(3) 実施スケジュールについて（様式3-3）

本事業の開始から、完了までの実施スケジュールを具体的に記載してください。

(4) 広報宣伝について（様式3-4）

県が行う広報とは別に、応募者が行う効果的な広報宣伝について、使用する媒体、実施方法、実施頻度等、具体的な提案をしてください。

(5) 専用ホームページの構築及び運用について（様式3-5）

構築する専用ホームページについて記載してください。特に、仕様書に基づいたアクセシビリティ、セキュリティ、システム概要等への取組、方針等を示してください。

(6) 問合せ対応について（様式3-6）

本事業に関する問合せや、苦情へ対応するためのコールセンターの設置について、問合せ方法（電話、インターネット、メール等）、稼働時間、設置期間等、具体的な提案をしてください。

(7) リスク管理について（様式3-7）

本事業を実施するに当たって想定されるリスクやその予防策、対応策について、具体的な提案をしてください。

(8) アンケート内容等について（様式3-8）

実施するアンケート調査の内容、方法等について記載してください。また、アンケート結果を有効活用する方策について記載してください。

8 審査及び支援事業者の決定

(1) 審査方法

県が設置する審査会において、(2)に基づき審査を行います。最も優れた提案をした者を支援事業者として選定します。

(2) 審査基準

審査項目		配点	審査基準
事業主体	財務状況	5	健全な財務状況であるか。
	実施体制	15	本事業を効果的に実施できる体制がとられているか。 (統括責任者等の選任、組織、人員、サポート体制等)
	実績	15	本事業の実績はあるか。
事業内容	事業概要	5	・仕様書で定める業務内容が確実に履行できる内容か。 ・県内事業者の再エネ利用の促進に関する提案があるか。 また、その提案は具体性や創意工夫がなされており、実現可能性がある内容となっているか。
	事業スケジュール	5	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。また、現実的なスケジュールであるか。
	購入希望者の募集 (広報宣伝)	15	効果的、効率的な広報宣伝の手法(使用する媒体)や内容となっているか。
	専用ホームページ の構築及び運用	15	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいホームページであるか。また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ対策が取られているか。
	問合せ対応 (コールセンターの 設置等)	15	・事業全体の問合せ、苦情、トラブルに対応できる運用体制、運用方法がとられているか。 ・専門的知見を有する者による、人員研修、マニュアル作成がとられているか。
	リスク管理	5	想定されるリスクへの対応策が講じられているか。(購入辞退者を減らす方策、購入希望者に関するトラブル防止策(想定される全般的なトラブル防止策)等)
	アンケートの活用	5	アンケートの調査内容、方法等に創意工夫が見られるか。また、その結果を有効活用する方策が提案されているか。
合 計		100	—

※審査委員の平均得点が 60 点を下回る場合は、不採用とします。

※審査委員の合計得点が最も高い提案を採用します。

※合計得点が同点であった場合は、次の方法で選定します。

- (1) 「事業内容」の合計得点が最も高い提案を採用する。
- (2) (1)で同点であった場合は、審査会の審議で選定する。

(3) 審査結果

ア 審査結果については、応募者全員に対して個別に通知します。

イ 支援事業者については、協定締結後、県ホームページにおいて公表します。

9 協定

(1) 協定の締結

県と支援事業者の協定の内容については、別途協議を行い、協議が整った場合には、協定を締結します。なお、協議が整わない場合は、審査の次点者を支援事業者とし、同様の手続きを行います。

(2) 協定期間

ア 協定締結日から令和8年3月31日までとします。

イ 本事業の実績等を勘案し、期間満了の1ヶ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で更に1年間継続することとし、以後も同様とします。

10 留意事項

(1) 応募書類の取扱い・著作権

ア 応募書類に係る著作権は、支援事業者に帰属します。ただし、本事業に係る場合に限り、県は応募書類に記載されたデータを使用できるものとします。

イ 本事業の実施に伴い発生する著作権（著作権法第21条から第28条までの権利）は、原則、作者の許可を得ず、県は無償で使用するものとします。

(2) 県が提供する資料の取扱い

県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用しないこと。

(3) 応募書類の保管

応募内容について照会、確認を行う場合があるので、応募書類一式は、必ず写しを協定期間終了まで保管してください。

(4) 応募後の取扱い

応募状況及び審査に関する質疑、照会には応じられません。

11 担当窓口

〒753-8501 山口県山口市滝町1-1

山口県環境生活部環境政策課地球温暖化対策班

TEL 083-933-2690（直通） FAX 083-933-3049

メール：a15500@pref.yamaguchi.lg.jp